

○国立大学法人お茶の水女子大学における職務発明に係る実施補償金の取扱細則

平成 16 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人お茶の水女子大学職務発明規則(以下「規則」という。)第 10 条の規定に基づき、発明者に対する実施補償金の支払に関し必要な事項を定める。

(実施補償金)

第 2 条 学長は、知的財産権の行使により得た当該年度分(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)の収入に応じ、次表に定める実施補償金を当該発明者に当該年度の翌年上半期末までに支払う。ただし、当該発明者への実施補償金の額が千円未満の場合は支払わない。

収入額	実施補償金の額(千円未満切捨て)
100 万円以下の金額	収入額×100 分の 50
100 万円を超えて 500 万円以下の金額	収入額×100 分の 40+10 万円
500 万円を超える金額	収入額×100 分の 30+60 万円

2 実施補償金の発明者への支払は口座振込みとする。ただし、振込手数料が生じる場合は、発明者の負担とする。

3 学長は、発明者に支払われる実施補償金を、発明者の申出に基づき、研究費として配分することができる。

(実施状況通知)

第 3 条 学長は、知的財産権の行使により収入があった場合には、前条に基づき算定された実施補償金等(前条第 1 項ただし書の場合を含む。)について、当該知的財産権の発明者に通知する。

第 4 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 20 日)

この細則は、平成 31 年 2 月 20 日から施行する。